

第3期 野木町地産地消・食育推進計画

きらり のぎ食育プラン

令和3年度～令和7年度



令和3年 4月



目次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画改定の趣旨	1
第2節 計画の役割と位置付け	1
第3節 計画の期間	1
第2章 野木町の健康に関する現状	2
第1節 野木町の概況	
(1) 人口・世帯数・人口動態	2
(2) 平均寿命と健康寿命	5
(3) 死亡の状況	6
(4) 医療費の状況	8
(5) 要介護の認定状況	10
第2節 食生活の現状	11
第3節 食の生産状況	14
第4節 地産地消・食育推進の評価	16
第3章 計画の基本方針	17
第1節 基本理念	17
第2節 基本目標	17
第3節 取組の方向	17
第4節 施策の体系図	19
第5節 計画の目標	20
第4章 推進計画	21
第1節 施策の展開	21
第2節 推進計画	24
1. 家庭での食育の推進	24
2. 地域での食育の推進	25
3. 食文化の継承と振興	26
4. 農との触れ合い、地産地消推進	26
5. 食の安全・安心の理解と推進、環境との調和	28
6. 保育所（園）・幼稚園・学校での食育の推進	28
7. 食育推進運動の展開	30
第3節 食育の推進体制	31
野木町地産地消・食育推進体制	32
野木町地産地消・食育推進協議会設置要綱	33
野木町地産地消・食育推進協議会専門部会設置要領	34

第1章 計画の概要

第1節 計画改定の趣旨

野木町は『「食」の大切さを理解し、「食」に対する感謝の気持ちを深め、健康な心と体と豊かな人間性を育む』ことができるよう、これまで地産地消、食育活動に取り組んできました。

近年、食に関する価値観や暮らしの多様化が進む中で、家庭や地域における「共食」や郷土食の継承機会の減少、若い世代の食への関心の低下、働く世代の食習慣の乱れ、高齢者の低栄養化など、取り組むべき課題は多く、心身の健康を培い、豊かな人間性を育むためにはこれら課題への対応が求められています。

また、家庭や社会の変容とともに、子どもたちの食生活も大きく変化しています。次世代を担う子どもたちの健やかな成長のために、食生活は基本的なことであり、食べ物に対する感謝の心を育て、「食」に関する正しい知識と理解を深め、望ましい食習慣を身につけられるよう、食育の充実が強く望まれています。

このようなことから、平成 23 年度には「野木町地産地消・食育推進計画」を策定、また平成 28 年度には第2期計画を策定し、家庭・地域・消費者・生産者・学校・関係機関等が一体となって、地産地消および食育の推進活動に取り組んできたところです。

そして、その後5年が経過しようとしており、これまでの活動を振り返り、また、「食」の新しい動きを踏まえ、第2期に続く「第3期野木町地産地消・食育推進計画」（以下「推進計画」という。）の策定が求められています。

第2節 計画の役割と位置付け

本計画は、野木町（以下「本町」という。）における地産地消・食育推進の目標とする基本方針と、その実現に向けて具体的な推進計画を明らかにし、今後、本町の地産地消・食育の活動指針を定めるものであり、「食育基本法」第 18 条に規定する市町村食育推進計画および、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法）」第 41 条に規定する地域の農林水産物の利用の促進に関する計画と位置付けます。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

計画期間の最終年度である令和7年度には見直しを行い、本町における地産地消、食育活動を評価しながら、その後の計画について検討していくこととします。

なお、社会情勢の変化などによって、計画期間内においても見直しが必要になった場合には、随時、見直しを行います。

第2章 野木町の健康に関する現状

第1節 野木町の概況

(1) 人口・世帯数・人口動態

本町の人口推移を見ると、わずかに減少を続けており、平成30年現在においては25,675人となっています。男女別に見ても、男女ともに同じように減少しており、男女比はほぼ同じ状態で推移しています。

一方、世帯数についてはやや増加を続けており、平成30年現在においては10,557世帯となっています。

これらのことから、本町において核家族化が進行していることがうかがえます。

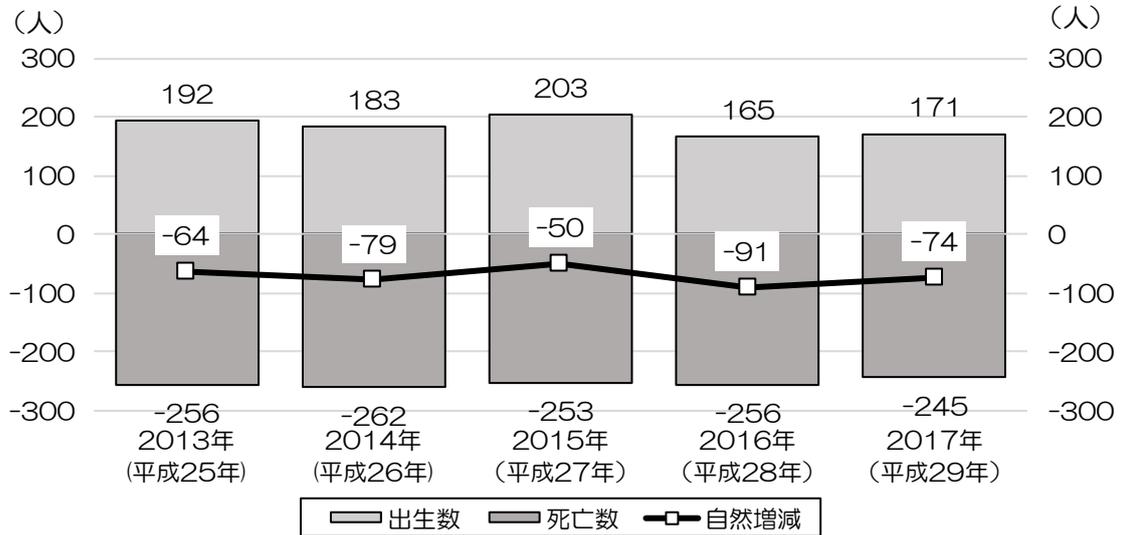
■人口と世帯数の推移



住民基本台帳（各年9月末日）

平成 25 年以降、人口の自然増減はマイナスが続いており、死亡数が出生数を上回っている状況です。平成 29 年における人口の自然増減は 74 人減となっています。

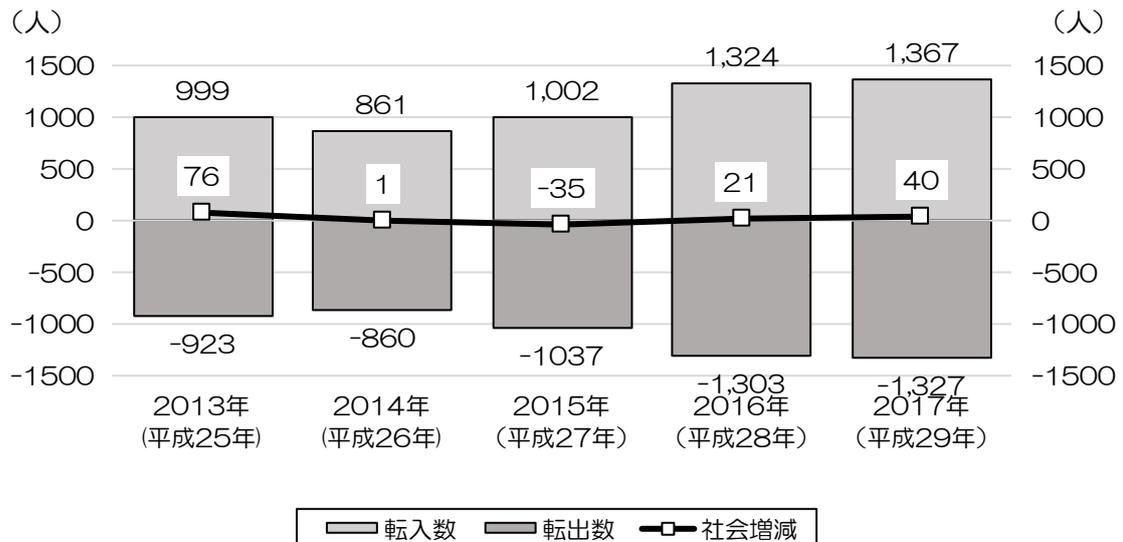
■人口動態



住民基本台帳（各年9月末日）

平成 25 年以降では、人口の社会増減は平成 27 年を除いてプラスとなっており、転入数が転出数を上回っている状況です。平成 29 年における人口の社会増減は 40 人増となっています。

■社会動態

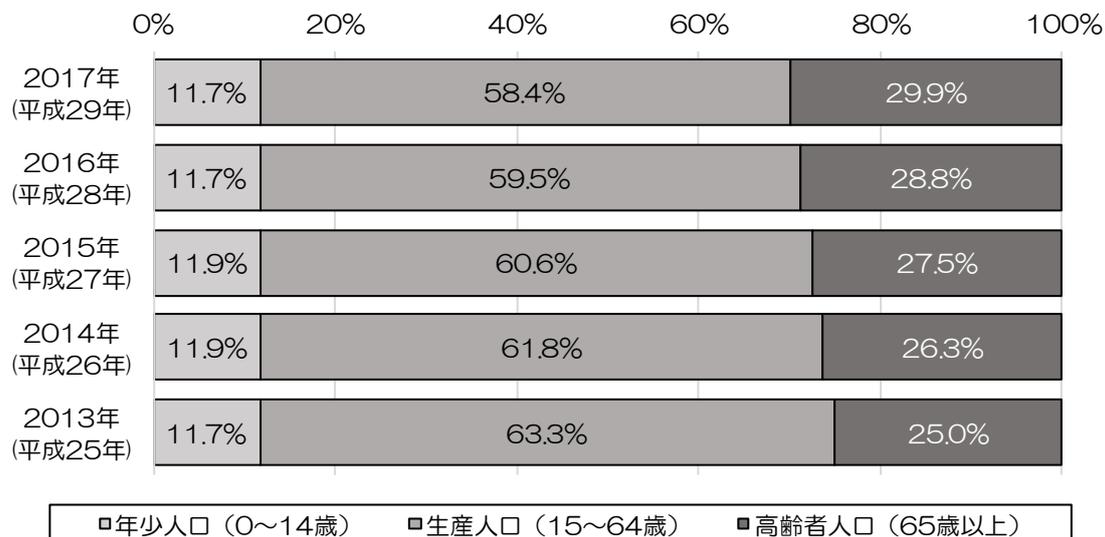


住民基本台帳（各年9月末日）

住民基本台帳から、平成 25 年から平成 29 年にかけての年齢3区分別人口割合の推移をみると、「高齢者人口」の割合が年々増加している状況にあります。一方、「生産人口」の割合は減少を続け、平成 29 年においては 58.4%となっています。

本町においても、高齢化が進んでいることがうかがえます。

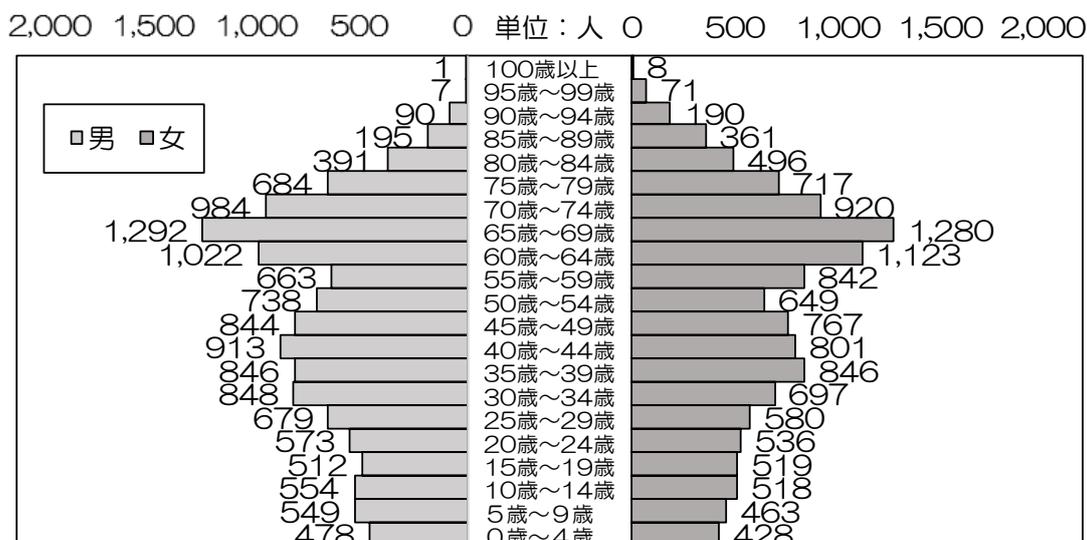
■年齢3区分別人口



住民基本台帳（各年9月末日）

人口ピラミッドをみると、男女ともに「65歳～69歳」が最も多く、更に子の世代と考えられる層が多くなっています。また、それを越えた若い世代は減少を続けており、少子高齢化が顕著になっています。

■人口ピラミッド

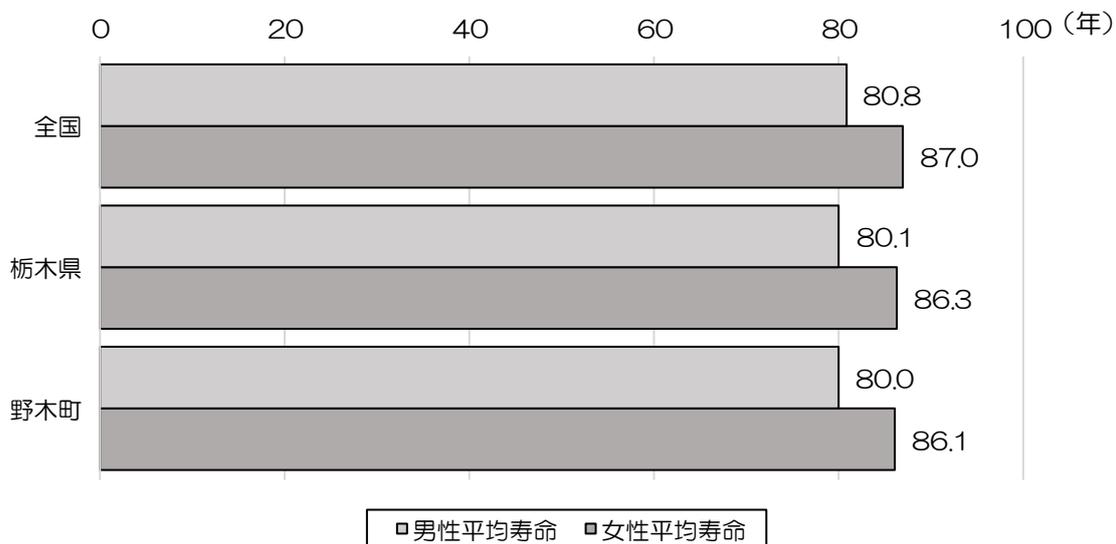


住民基本台帳（平成 30 年9月末日現在）

(2) 平均寿命と健康寿命

本町の平均寿命を見ると、男性は 80.0 歳、女性は 86.1 歳となっています。国や県と比較すると、やや短くなっています。

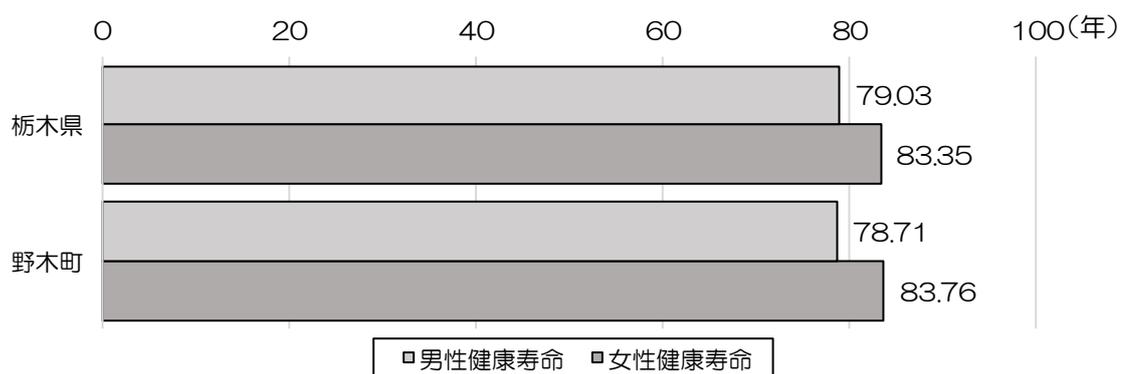
■平均寿命



厚生労働省 平成 27 年市区町村別生命表

本町の健康寿命を見ると、県と比較して、「男性」においては若干短い一方、「女性」においては若干長くなっています。

■健康寿命



栃木県保健福祉部 市町健康寿命 (平成 28 年) について

(3) 死亡の状況

近年における本町の死亡数をみると、平成 26 年が 270 人と最も多く、その他の年は 240 人強で推移しています。

また、死因別の死亡数を見ると、かつて「3 大疾病」と言われていた「悪性新生物」「心疾患」「脳血管疾患」が高い一方、「4 大疾病」として加えられた「肺炎」も高くなっています。特に「肺炎」は、県や県南健康福祉センター管内（以下県南管内）では死因の第 4 位となっていますが、本町では第 3 位となっています。

※県南健康福祉センター管内：野木町、栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町

■主要死因別死亡数

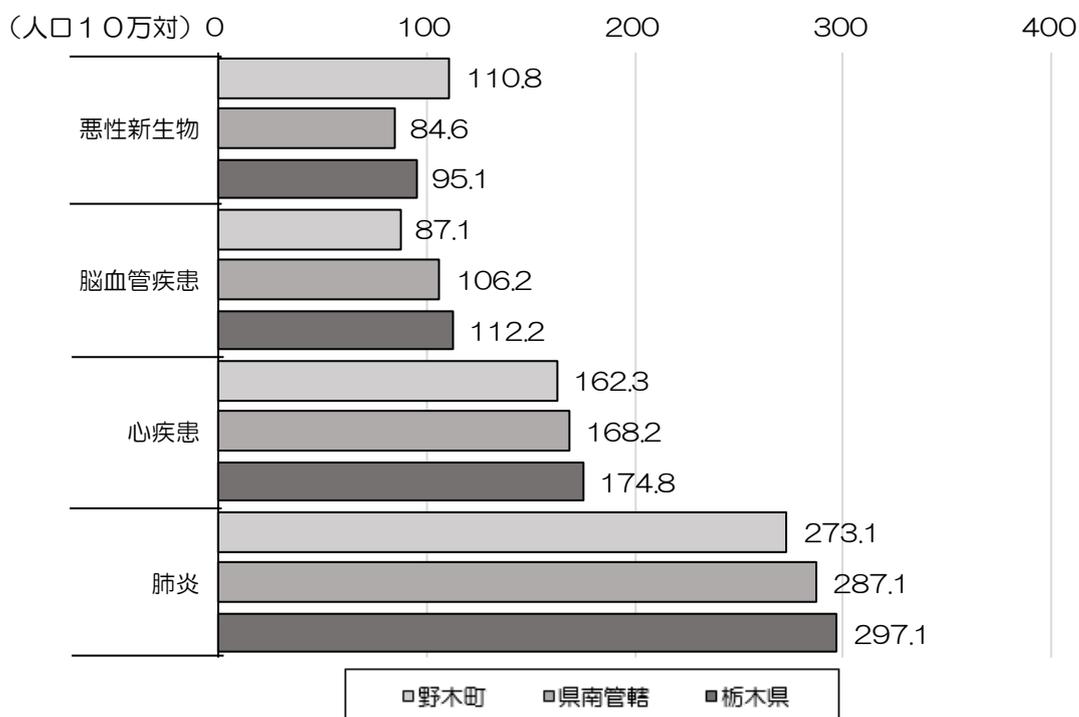
(単位：件)

死因	野木町				※栃木県	※県南管内
	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2016年 (平成28年)	2016年 (平成28年)
悪性新生物	59	81	93	69	5,849	1381
心疾患	38	54	31	41	3,441	809
呼吸器系の疾患 (うち肺炎)	61	54	34	40	3,109	707
脳血管疾患	22	9	21	22	2,209	511
自殺	3	7	5	9	366	91
肝疾患	3	6	1	3	232	48
不慮の事故	6	4	9	8	518	140
腎不全	5	7	9	2	415	107
老衰	11	9	8	6	1,651	337
高血圧性疾患	0	3	0	0	99	22
糖尿病	4	5	4	2	243	57
胃及び十二指腸潰瘍	0	1	0	0	40	12
結核	0	2	0	3	29	9
その他	31	28	31	39	3,235	767
死亡数計	243	270	246	244	21,436	4998

栃木県 保健統計年報（各年）

平成 28 年における本町の上位 4 位までの死因別の構成比を見ると、県や県南健康福祉センターと比べ、「悪性新生物」による死亡率が高くなっている一方、「脳血管疾患」「心疾患」「肺炎」の死亡率は低くなっています。

■ 4大死因死亡率



栃木県 平成 28 年保健統計年報

平成 29 年における本町の死亡数は 244 件であり、死亡率は県や県南管内を下回っていますが、「死産（人工）」以外の割合は高くなっています。

■ 乳児死亡・新生児死亡・死産

(単位：件、10万対)

	死亡		乳児死亡		新生児死亡		死産（総数）		死産（自然）		死産（人工）	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
栃木県	21,436	11.1	26	1.8	12	0.8	321	21.5	147	9.8	174	11.6
県南管内	4,998	10.4	5	1.4	3	0.9	83	23.2	35	9.8	48	13.4
野木町	244	9.7	1	5.5	1	5.5	4	21.6	4	21.6	-	-

厚生労働省 平成 29 年人口動態総覧

(4) 医療費の状況

国民健康保険の加入状況をみると、平成26年以降、加入世帯数及び被保険者数ともに減少傾向にあります。平成29年においては、世帯の加入率は37.3%、被保険者の加入率は25.4%となっています。

■国民健康保険の加入状況

	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
総世帯数(世帯)	10,060	10,207	10,317	10,467
加入世帯数(世帯)	4,113	4,107	3,990	3,910
加入率	40.9%	40.2%	38.7%	37.4%
総人口(人)	25,885	25,802	25,718	25,686
被保険者数(人)	7,337	7,211	6,823	6,527
加入率	28.3%	27.9%	26.5%	25.4%

厚生労働省 国民健康保険事業状況報告書(各年度)

給付状況をみると、給付件数は年によってばらつきはありますが、減少傾向にあります。一方、給付額も年によってばらつきはありますが、おおむね横ばいの状態にあり、1件あたりの給付額が増加していることが推測されます。

■給付状況

	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
件数(件)	115,985	116,010	114,029	109,778
給付額(円)	1,655,652,670	1,676,844,602	1,679,042,337	1,632,487,084

厚生労働省 国民健康保険事業状況報告書(各年度)

平成29年における本町の医療費の3要素を見ると、①受診率(100人当たり受診件数)、②1件当たり日数については県と比較して低く、③1日当たり診療費については県よりも若干高い傾向にあります。

■医療費の3要素

	①受診率 (100人当たり受診 件数)	②1件当たり日数	③1日当たり診療費	※1人当たり診療費
野木町	996件	1.89日	13,273円	249,709円
栃木県	1,032件	1.90日	12,946円	254,223円

栃木県 国民健康保険団体連合会
目で見える栃木県の医療費状況 附表

受診率(件)	一定期間内(1年間、1か月など)に医療機関にかかった人の割合を表します。受診率が県や国平均よりも高いということは、医療機関にかかる者の割合が高いということになります。
1件当たり日数(日)	1つの疾病の治療のために医療機関に通った日数(または、入院した日数)を表します。この数値が高いということは、概ね、入院期間が長い、もしくは、通院頻度が高いものと考えられます。
1日当たり診療費(円)	診療費を診療実日数で割ったものであり、医療費の単価を表します。この数値が高いということは、1回の診療あるいは1日の入院でかかる費用が高いということになります。

後期高齢者医療費の推移を見ると、件数・給付額ともに年々増加しています。

■後期高齢者医療費

	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
件数(件)	73,117	75,555	82,175	84,628
給付額 (円)	1,978,122,904	2,046,326,827	2,097,138,264	2,248,409,882

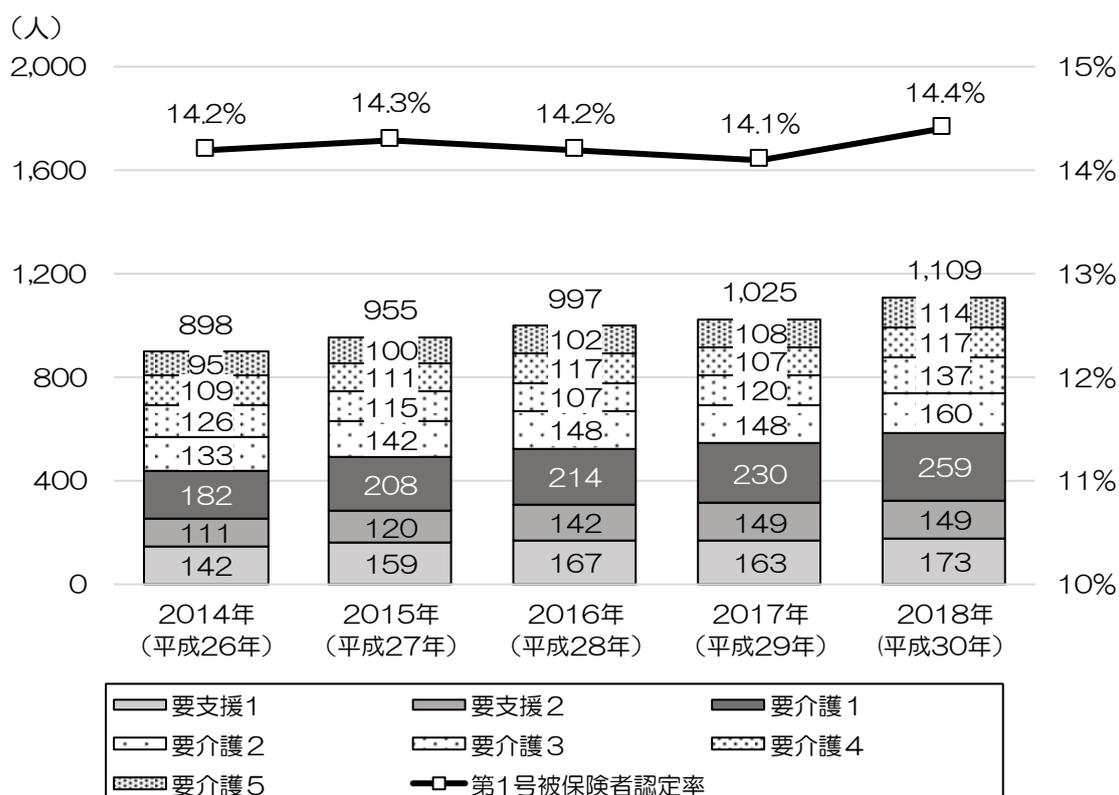
栃木県 後期高齢者医療広域連合年報(各年度)

(5) 要介護の認定状況

本町の要支援・要介護認定者数の推移を見ると、平成26年から増加しつづけています。

また、平成29年4月より「介護予防・日常生活支援総合事業」が開始されているにもかかわらず、対象者が重複すると考えられる「要支援」認定者の割合が引き続き増加していることから、要介護認定者の増加が著しくなっていることが考えられます。

■要支援・要介護認定者数と第1号被保険者認定率の推移



厚生労働省 介護保険事業状況報告

平成26年～平成29年：各年3月末日現在

平成30年：9月末日現在

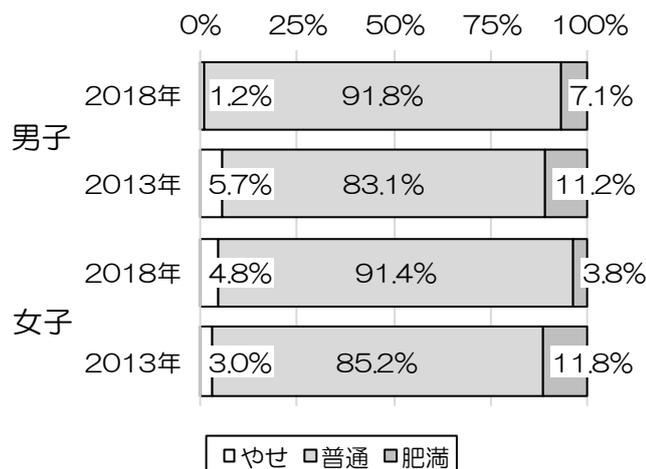
第2節 食生活の現状

本町では、現在、野木町産食材を使用した各種栄養教室や食生活改善推進員会主催の親子食育教室やふれあいサロン減塩教室等を開催し食育の推進を図っています。

また、平成30年度には、地産地消の取り組みとして、毎月18日を「のぎ地産地消の日」とし、地産地消・食育を推進し、野木町産農畜産物の消費拡大に取り組んでいます。

■小児肥満の割合

中学生の肥満の割合を見ると、平成25年（2013年）と比べ、「男子」では4.1%の減少、「女子」では8.0%の減少が見られました。



資料：小児生活習慣病予防健診結果

※小児肥満の判定

●肥満度(過体重度)

$$=[\text{実測体重(kg)} - \text{身長別標準体重(kg)}] / \text{身長別標準体重(kg)} \times 100(\%)$$

上の式から肥満度（過体重度）を計算して、これが+20%以上であれば肥満傾向、-20%以下であればやせ傾向と判定します。数値と判定の詳細は右図の通りです。

●小児肥満の基準

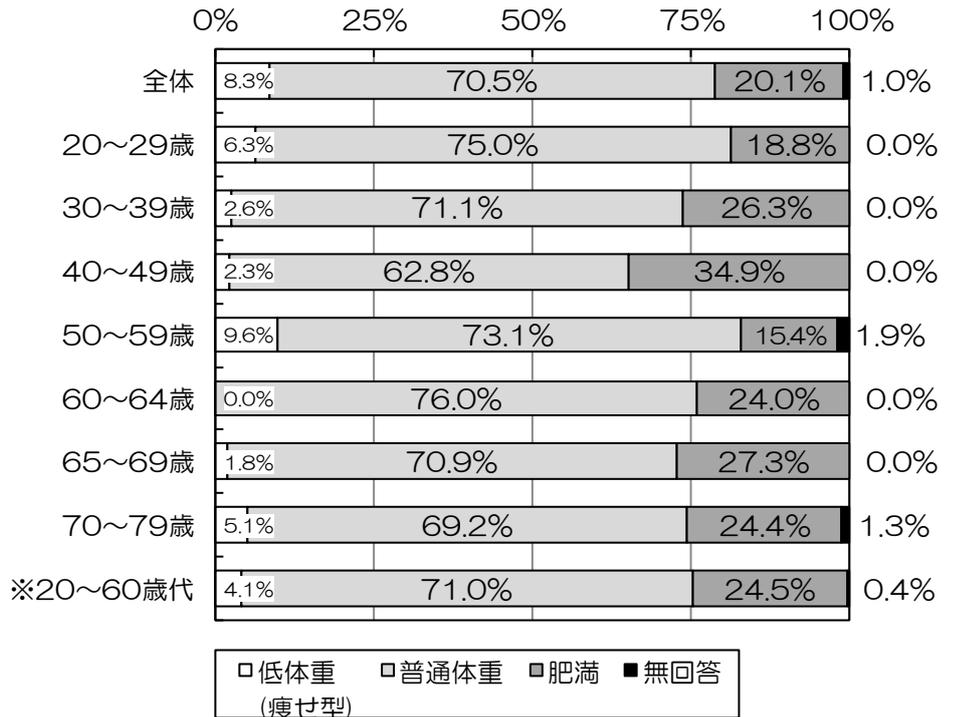
判定	肥満度の値
高度のやせ	-30%以下
やせ傾向	-30% < 20%以下
標準	-20% < 20%未満
軽度肥満	+20%以上+30%未満
中度等肥満	+30%以上+50%未満
高度肥満	+50%以上

資料：児童生徒の健康診断マニュアル（改訂版）

■男性の低体重(痩せ型)

・肥満者の割合

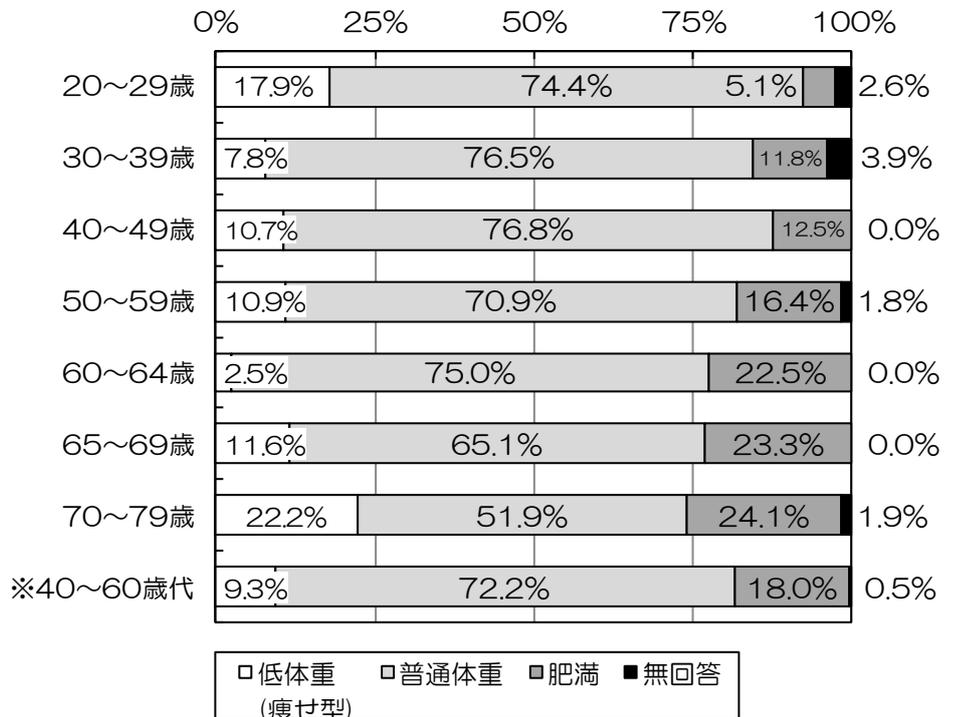
男性のBMIを年代別にみると、「低体重(痩せ型)」は「50～59歳」、「肥満」は、「40～49歳」において他の年代よりも高い割合となっています。



資料：「第3期計画策定のためのアンケート」

■女性の低体重(痩せ型)・肥満者の割合

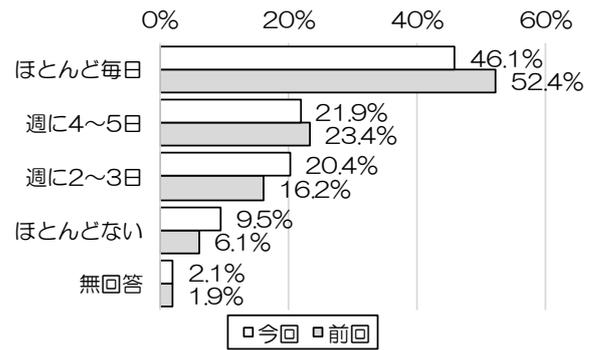
女性のBMIを年代別にみると、「低体重(痩せ型)」は「20～29歳」「70～79歳」が他の年代よりも高い割合となっています。また、「肥満」は、年代が上がるほど割合が高くなる傾向にあります。



資料：「第3期計画策定のためのアンケート」

■主食・主菜・副菜を3つそろった食事が1日に2食以上あることがほぼ毎日の人の割合

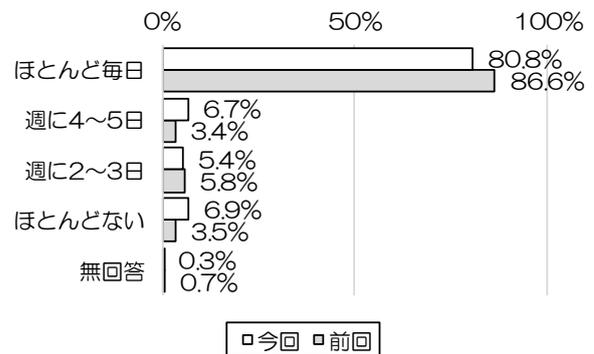
前回と比べ、「ほとんど毎日」「週に4~5日」が減少しました。



資料：「第3期計画策定のためのアンケート」

■朝食を「ほとんど毎日」とる人の割合

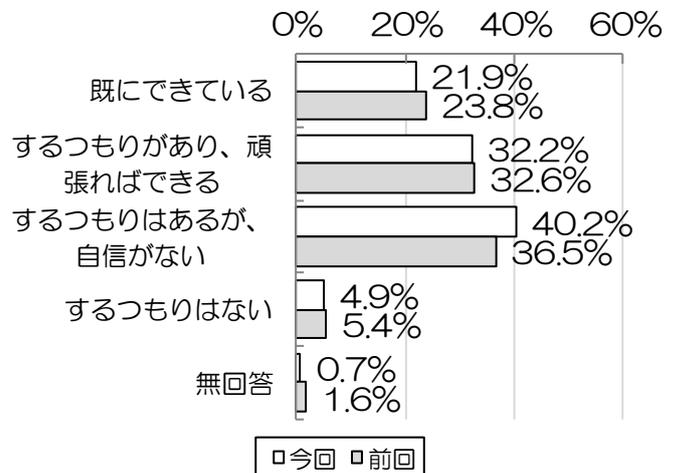
前回と比べ、「ほとんど毎日」の割合が減少しました。



資料：「第3期計画策定のためのアンケート」

■十分な量の野菜(1日小鉢5皿、350g程度)をとれているか

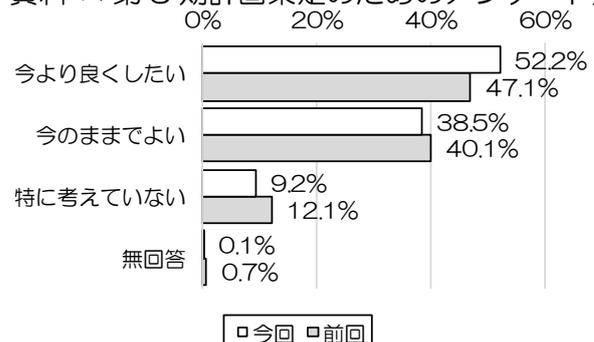
前回と比べ、「既にできている」「するつもりがあり、頑張ればできる」の割合が、若干減少しています。また、「するつもりはあるが、自信がない」の割合が増加しています。



資料：「第3期計画策定のためのアンケート」

■自分自身の食生活を今後どうしたいか

前回と比べ、「今より良くしたい」が増加しました。



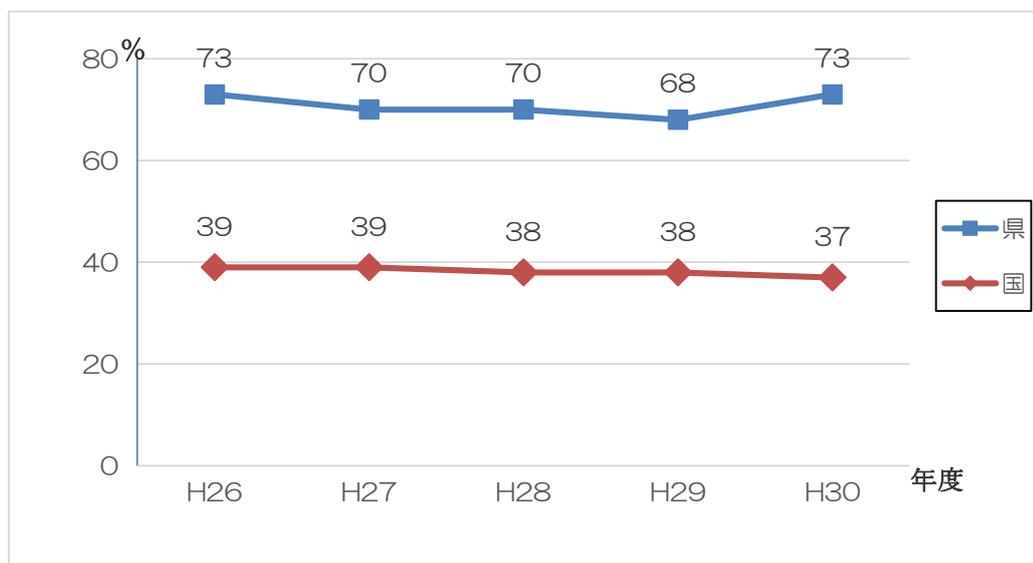
資料：「第3期計画策定のためのアンケート」

第3節 食の生産状況

(1) 食料自給率※の推移

日本のカロリーベースの食料自給率は、国、県ともに横ばいで推移しています。栃木県の自給率は、平成30年度（概算値）は73%と全国第12位です。

○食料自給率の推移（カロリーベース）



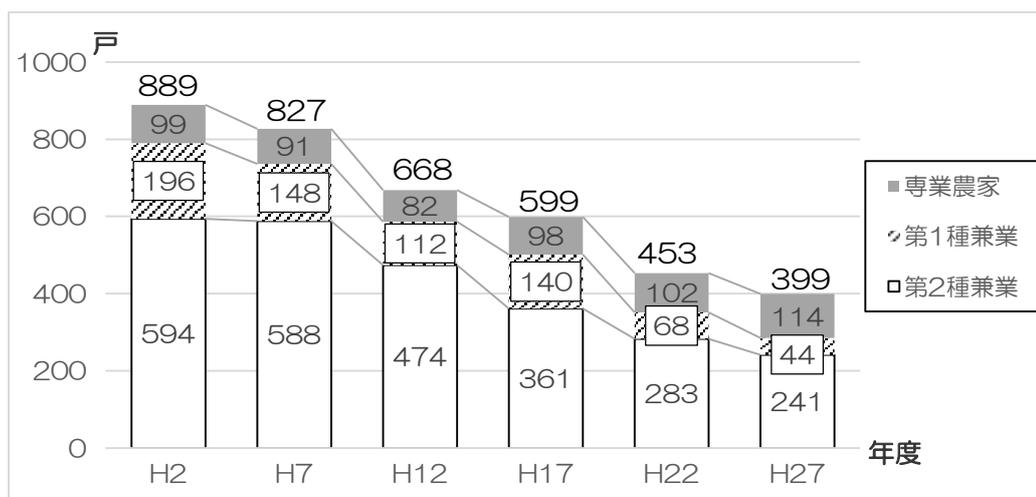
（資料：農林水産省食料需給表）

※食料自給率

私たちが食べている食料のうちどのくらいが日本国内で生産されているかという割合のこと。

(2) 農家数及び農家人口

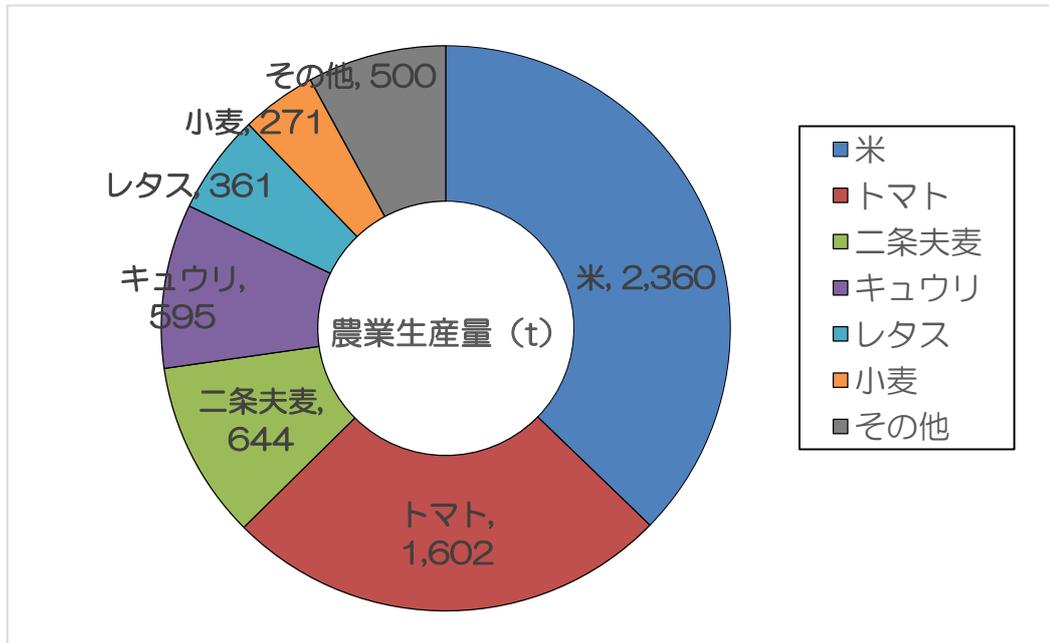
高齢化や担い手の減少により、農家戸数は減少傾向にあります。兼業農家の減少が目につきます。



（資料：農林業センサス）

(3) 農業生産量 (H29)

野木町は米のほか、特産品のトマトなどの施設園芸も盛んで、その他には、二条大麦や小麦、キュウリやレタスなどの露地野菜が多く生産されています。



第4節 地産地消・食育推進の評価

項目	基準値 (H27)	現状値 (R1)	目標値 (R2)	評価
①朝食を「ほとんど毎日」とる人の割合	86.6%	80.8%	90%以上	D
②主食・副菜・主菜を3つそろった食事が1日に2食以上あることがほぼ毎日の人の割合	52.4%	46.1%	58.0%	D
③小児肥満の割合（中学生）	男子	11.2%	10%以下	A
	女子	11.8%		A
④食育の推進に関わるボランティアの数	78人	88人	80人以上	A
⑤親子食育体験教室開催数	32回	48回	40回以上	A
⑥地産地消レシピの作成数	62作品	100作品	100作品	A
⑦量販店における地場産コーナーの設置数	3ヶ所	3ヶ所	5ヶ所	C
⑧6次産業化により開発された商品数	2品	6品	3品	A
⑨農業法人数	1	1	3	C
⑩認定農業者数	55人	65人	58人	A
⑪農業体験・収穫体験等のイベント参加者数	73名	123名	100名	A
⑫保育所(園)・幼稚園での食育体験の回数	3回	6回	5回	A
⑬給食での町内農産物の活用日数の割合	10.6%	9.7%	15%	D

注) 基準値参照元：①、② 平成25年度野木町健康増進計画アンケート結果

③ 平成25年小児生活習慣病予防健診結果

注) 現状値参照元：①、② 平成30年度野木町健康増進計画アンケート結果

③ 平成30年小児生活習慣病予防健診結果

評価：「A」目標達成、「B」目標に達していないが改善傾向、「C」変化なし、「D」悪化傾向、「E」評価困難

第3章 計画の基本方針

第1節 基本理念

「食」の大切さを理解し、「食」に対する感謝の気持ちを深め、健康な心と体と豊かな人間性を育みます。

第2節 基本目標

- ・食の正しい知識を身に付け、健康で豊かな食生活を実践します
- ・家庭と地域社会が一体となって食育をすすめます
- ・野木町産農畜産物の生産と利用を拡大します
- ・野木町の食文化を継承します
- ・自然の恵みに感謝し、食に対する関心や感謝の心を育てます

第3節 取組の方向

1. 家庭での食育の推進

家庭は食生活の基本の場であり、子どもたちが健全な食習慣を身につけ、心身ともに健やかに育っていく上で、大きな役割を担っています。望ましい食習慣の確立がなされるよう、食育講座や料理教室などの講座の開催や、家庭での食生活の啓発活動を行い、保護者や子どもたちの食に対する関心と理解が深まるよう家庭での「食育」を支援します。



2. 地域での食育の推進

近年、様々な家族の状況や生活習慣が多様化する中で、食育を推進していくには家庭だけでなく、地域での取り組みが重要な役割を担っています。

子どもから高齢者までの多様なライフステージ・ライフスタイルの人々が暮らす地域において、地域で暮らす人々のそれぞれの役割とパートナーシップのもとで地域で行われる様々な取り組みが重要であることから、地域における食育を促進し、支援します。

3. 食文化の継承と振興

地域に古くから伝わる食習慣、郷土料理など、先人が大切に育んできた食文化を継承するとともに、地場産農畜産物を使った料理を開発するなど、地域に根ざした食育、食文化の継承、振興を図ります。



4. 農とのふれあい、地産地消推進

農業の体験を通じて、農畜産物の生産・消費に関する理解の促進を図ります。また、農業の高付加価値化の推進、野木町産農畜産物の積極的な活用・情報発信により野木町産農畜産物の消費拡大に取り組みます。



5. 食の安全・安心の理解と推進、環境との調和

安心・安全な野木町産農畜産物の生産、環境にやさしい農業を推進し、農畜産物の信頼確保に取り組みます。情報提供により町民の意識向上を推進します。

6. 保育所（園）・幼稚園・学校での食育の推進

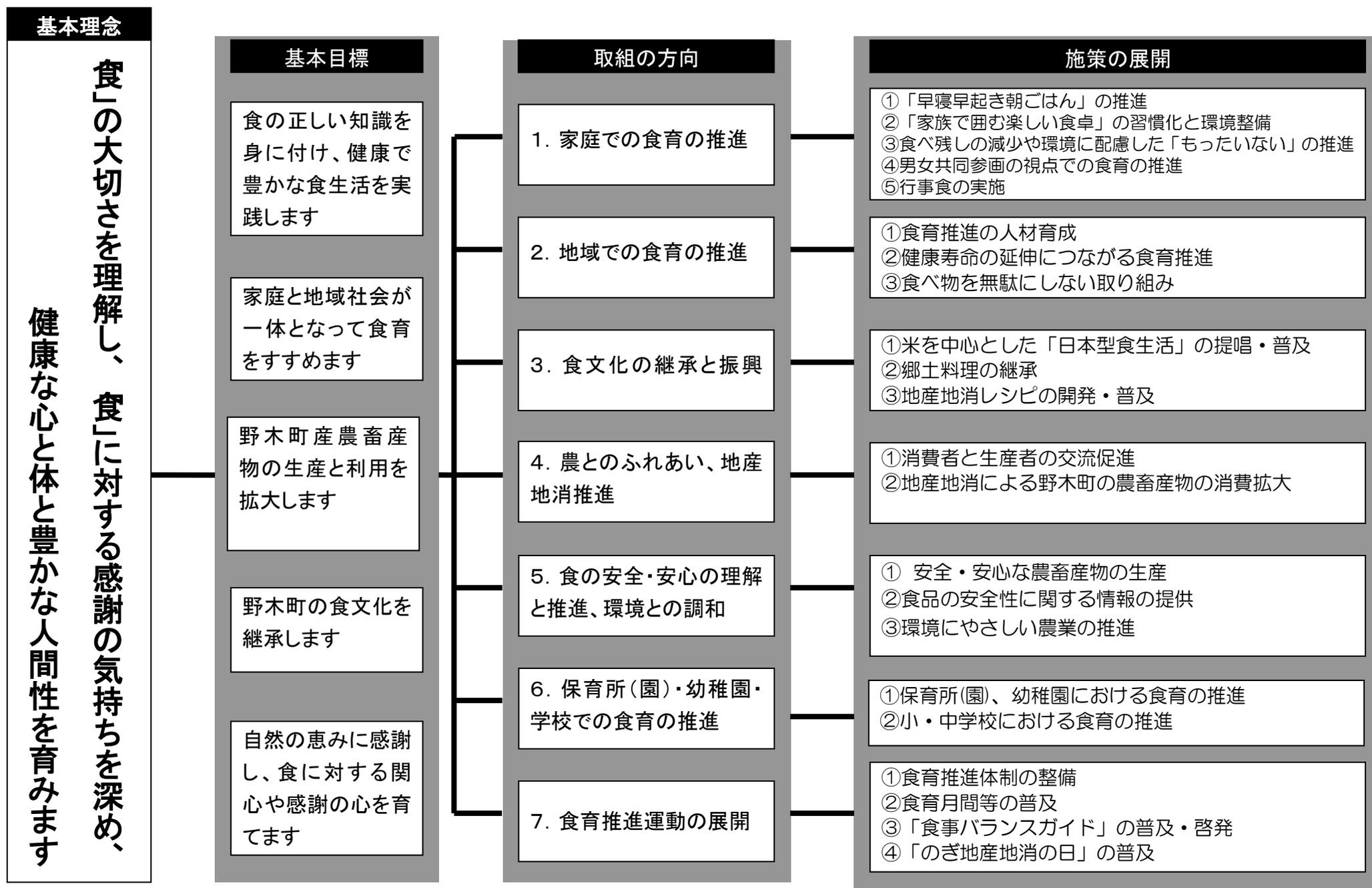
健全な食生活、食に対する心を育むために、幼いころからの「食育」が重要です。保育所（園）や幼稚園、学校の保育、教育の場において、家庭や地域と連携を図りながら、計画的な「食育」を推進します。



7. 食育推進運動の展開

住民一人ひとりの「食育」への理解を図り、「食育」が住民運動として発展するよう、関係者が連携・協力します。また、住民全体の食生活改善運動へと結びつくよう、「食事バランスガイド」の普及・啓発を図ります。さらに、毎月18日の「のぎ地産地消の日」を広め、普及定着に取り組みます。

第4節 施策の体系図



第5節 計画の目標

項 目	現状 (R1)	目標年 (R7)	
①朝食を「ほとんど毎日」とる人の割合	80.8%	90%	
②主食・副菜・主菜を3つそろった食事が1日に2食以上あることがほぼ毎日の人の割合	46.1%	58%	
③小児肥満の割合の減少 (中学生)	男子	7.1%	5.0%以下
	女子	3.8%	3.0%以下
④食育の推進に係わるボランティアの数	88人	90人以上	
⑤親子食育体験教室開催数	48回	50回以上	
⑥地産地消レシピの作成数	100作品	150作品	
⑦量販店における地場産コーナーの設置数	3ヶ所	5ヶ所	
⑧6次産業化により開発された商品数	6品	8品	
⑨農業法人数	1	3	
⑩認定農業者数	65人	75人	
⑪農業体験・収穫体験等のイベント参加者数	123名	135名	
⑫保育所(園)・幼稚園での食育体験の回数	6回	8回	
⑬給食での町内農産物の活用日数の割合	9.7%	15%	

※現状値：①、② 平成30年度健康増進計画アンケート結果
 ③ 平成30年度小児生活習慣病予防健診結果

第4章 推進計画

第1節 施策の展開

1. 家庭での食育の推進

- ① 「早寝早起き朝ごはん」の推進
- ② 「家族で囲む楽しい食卓」の習慣化と環境整備
- ③ 食べ残しの減少や環境に配慮した「もったいない」の推進
- ④ 男女共同参画の視点での食育の推進
- ⑤ 行事食の実施



2. 地域での食育の推進

- ① 食育推進の人材育成
- ② 健康寿命の延伸につながる食育推進
- ③ 食べ物を無駄にしない取り組み



3. 食文化の継承と振興

- ① 米を中心とした「日本型食生活」の提唱・普及
- ② 郷土料理の継承
- ③ 地産地消レシピの開発・普及



4. 農とのふれあい、地産地消推進

- ① 消費者と生産者の交流促進農業体験活動などの推進
- ② 地産地消による野木町産農畜産物の消費拡大

5. 食の安全・安心の理解と推進、環境との調和

- ① 安全・安心な農畜産物の生産
- ② 食品の安全性に関する情報の提供
- ③ 環境にやさしい農業の推進

6. 保育所（園）・幼稚園・学校での食育推進

- ① 保育所（園）、幼稚園における食育の推進
 - (ア) 食育指導体制の充実
 - (イ) 食に関する体験活動の充実
 - (ウ) 保護者、地域への情報提供
- ② 小・中学校における食育の推進
 - (ア) 食に関する指導体制の整備と充実
 - (イ) 学校給食における地産地消の推進
 - (ウ) 家庭・地域への情報発信
 - (エ) 農業体験活動の促進
 - (オ) 調理体験の充実



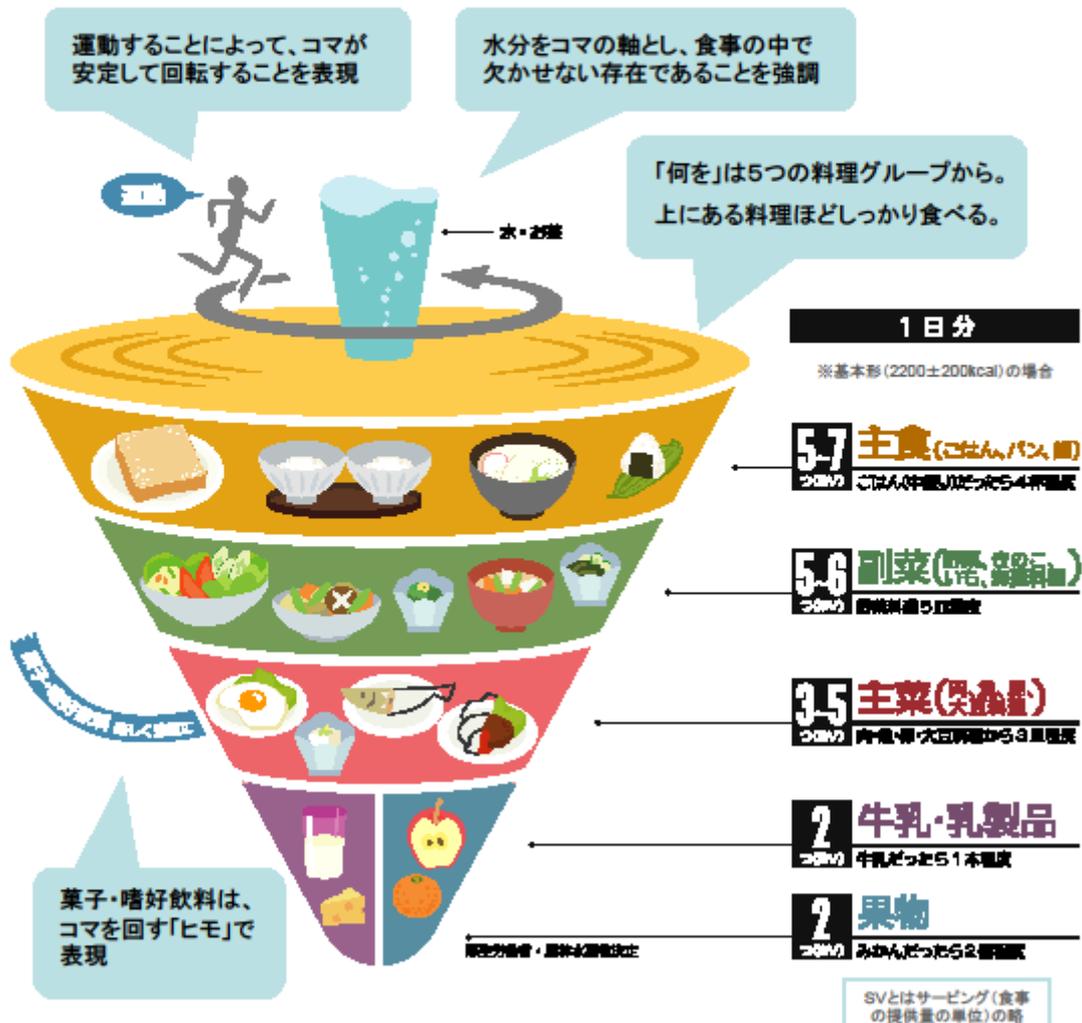
7. 食育推進運動の展開

- ① 食育推進体制の整備
- ② 食育月間等の普及
- ③ 「食事バランスガイド」の普及・啓発
- ④ 「のぎ地産地消の日」の普及

「食事バランスガイド」とは？

「食事バランスガイド」とは、1日に「何を」「どれだけ」食べたら良いかをコマをイメージしたイラストで示したものです。

バランスよく食べて、運動をするとコマは安定して回りますが、食事のバランスが悪いとコマは倒れてしまいます。あなたのコマはうまく回っていますか？



「食事バランスガイド」は健康な方々の健康づくりを目的に作られたものです。糖尿病、高血圧などで医師や管理栄養士から食事指導を受けている方は、その指導に従ってください。

農林水産省

第2節 推進計画

1. 家庭での食育の推進

食生活の基本の場である家庭における「食育」を推進します。

【施策の展開】

① 「早寝早起き朝ごはん」の推進

子どもたちが健やかに成長していくためには、朝食の摂取や早寝早起きなど生活リズムの向上が大切であることを認識し、早寝早起きの習慣を身につけるようにし、朝食を毎日食べるようにします。

また、主食・副菜・主菜をそろえたバランスのよい内容を常に意識します。

② 「家族で囲む楽しい食卓」の習慣化と環境整備

家族で食卓を囲むことの大切さを認識し習慣化を図ります。子どもにとっては食事のマナーを学ぶ重要な場であることから食前食後のあいさつや正しい箸使い方など、食事のマナーを楽しい雰囲気の中で習得できるようにします。

③ 食べ残しの減少や環境に配慮した「もったいない」の推進

食材の購入や料理の際に、食べきれだけの量を購入したり、調理や保存を上手にして、食べ物の無駄をなくします。食べ残しを減らすよう取り組むため、賞味期限や保存方法等の食品表示についての正しい知識を普及していきます。

また、家庭で余っている食品を持ち寄り、食の支援を行う機関・団体等に届ける「フードドライブ」（町総合サポートセンターひまわり館にて実施）の取り組みを普及します。

④ 男女共同参画の視点での食育の推進

共働き家庭が増加する中、ワークライフバランス社会の実現に向けて、性別に関係なく家庭での食育が担えるよう支援します。

子どもの頃から食に関する知識の習得、自分自身で食事作りが出来るようになること、そして、食に関わる人や食べ物への感謝の気持ちを育むよう推進します。

健診や健康教室等を通じて、各段階に応じた食生活や栄養等に関する情報の提供等を行い、一人ひとりが生涯にわたる健康づくりができるよう支援します。

⑤ 行事食の実施

故郷の味として代々守り継がれ、郷土食豊かな料理として親しまれてきた四季折々の行事食を伝えていくことは重要です。家庭で年中行事（正月、誕生日、お月見など）にあわせた行事食を取り入れるようにします。

野木町フードドライブ

野木町総合サポートセンターひまわり館

ご家庭に余っている食品をお持ち寄りください

ご提供（寄付）いただきたい食品

賞味（消費）期限が3か月以上残っている常温保存可能な食品

- 缶詰
- レトルト食品
- インスタント食品
- パスタ・うどん・ラーメン等の乾麺
- 乳幼児食品
- 醤油・味噌等の調味料
- 玄米・白米
- アルファ米・乾パン等の長期保存食



食品の受付場所・時間

■野木町総合サポートセンター
ひまわり館

月曜～土曜日 8:30～17:15

※日曜・祝日・年末年始を除く。

■野木町ボランティア支援センター
きらり館

火曜～日曜日 9:00～16:00

※月曜・年末年始を除く。

■野木町老人福祉センターホープ館

月曜～金曜日 8:30～17:15

※土曜・日曜・祝日・年末年始を除く。

お受け取りできない食品

- ・賞味（消費）期限が3ヶ月未満のもの
- ・製造者又は販売者が表示されていないもの
- ・生鮮食料品（肉・魚・野菜等）
- ・瓶詰めされたもの
- ・開封されたもの
- ・アレルギー表示がないもの
- ・常温で保存できないもの
- ・ビール・焼酎等のアルコール類

フード
ドライブ
とは？

賞味（消費）期限までに食べきれない等の理由で、家庭で余っている食品を持ち寄り、食の支援を行う機関・団体等にお届けする取り組みです。

食品の流れ



2. 地域での食育の推進

地域で暮らす人々が一体となって、地域全体の「食育」を推進します。

【施策の展開】

① 食育推進の人材育成

地域で食を通じた健康づくりの役割を担う食生活改善推進員*1 を養成・育成し、地域での食育活動を推進します。

また、地域で「地域食堂」を開催しているボランティアグループ「ほっと♡ステーション」*2 等、地域で食育推進活動を担っている方々が活躍できるよう支援します。

*1 食生活改善推進員

「私達の健康は私達の手で」を合言葉に、地域の健康づくりを応援する“食”のボランティアグループです。野木町では平成20年より活動をしていて、減塩や食育等を中心に活動しています。

*2 ほっと♡ステーション

地域と子どもがつながり、孤立しがちな大人が交流できる場を提供しています。「食事をしながら、話をしながら、楽しいひとときを作りたい」を目標に掲げ活動しています。



② 健康寿命の延伸につながる食育推進

メタボリックシンドロームや生活習慣病予防のための特定保健指導や栄養相談の実施や、高齢者が健康でいきいきと生活できるよう、低栄養を予防する食生活や口腔機能の保持増進等の充実を図ります。

また、食生活改善推進員による「とちぎのヘルシーグルメ推進店」*の活用を推進します。

*とちぎのヘルシーグルメ推進店

県では、県民一人ひとりの食塩摂取量の減少及び野菜摂取量の増加をはじめとする食生活の改善を促進するため、栄養成分表示やヘルシーメニューの提供、ヘルシーオーダーの対応等、県民の健康づくりに配慮した食事を提供にする飲食店等を「とちぎのヘルシーグルメ推進店」として登録・公表することにより、塩分が少なく栄養バランスのとれた食事がとれる環境を整備するとともに県民の「とちぎのヘルシーグルメ推進店」の利用促進を図ります。

③ 食べ物を無駄にしない取り組み

町民一人ひとりが、食べ物を無駄にしない意識を高め、「もったいない」気持ちを育む取り組みを推進します。町では収集した生ごみを堆肥にして再資源化しています。

3. 食文化の継承と振興

野木町の風土や伝統行事、古くからの習慣などと結びついた地域に根ざした食文化を理解し、次の世代へと継承していきます。

【施策の展開】

① 米を中心とした「日本型食生活」の提唱・普及

米を主食に、地元で採れた旬の野菜、魚、肉、卵、大豆製品などの多様な副食からなる栄養バランスに優れた我が国独自の食生活の実践を提唱し、広く町民への普及を図ります。

② 郷土料理の継承

地域の行事や習慣などと一体となった「しもつかれ」*などの郷土料理が継承されています。各種料理教室や学校給食等を通して、伝統的な食文化を次世代に継承するよう努めます。

③ 地産地消レシピの開発・普及

野木町産農畜産物を活用した料理レシピを作成し、町の広報やホームページなどを通じて情報提供するとともに、各種料理教室や保育所、学校、事業所、福祉施設等の給食において活用してもらい、広く普及に努めます。

*しもつかれ

栃木県を中心とした北関東一帯に残っている初午の行事食で、無病息災・五穀豊穡の祈りが込められている。節分の豆の残りや塩鮭の頭、油揚げ、酒粕、少し硬くなりだした大根、にんじんを鬼おろしですったものを入れて煮た生活の知恵にあふれた料理。

4. 農との触れ合い、地産地消推進

町民の農畜産物の生産・消費に関する理解と、野木町産農畜産物の消費拡大を図ります。

【施策の展開】

① 消費者と生産者の交流促進

(ア) 農業体験活動などの実施

生産者や農業関係者、食品関連事業者、関係団体と協力し、農業体験活動や農産物加工講習会の実施を拡大します。

町民自身が農業に携わる機会を増やし、消費者と生産者との相互理解を図ります。

(イ) 体験活動に関する情報提供

市民農園の利用、ユニバーサル農業*1・教育ファーム*2・グリーンツーリズム*3の取り組みを推進します。

これらの情報を積極的に提供し、農業への興味・関心を深めることによって、農村地域の活性化を図ります。

*1 ユニバーサル農業

子どもや高齢者、障がい者など様々な人が農業に取り組める環境づくりにより、農業の多彩な効用を享受し、農業・農村の理解促進と社会的価値の向上を図る取り組みのこと。

*2 教育ファーム

自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めることなどを目的として、農林漁業者が一連の農作業体験などの体験の機会を提供する取り組みのこと。

*3 グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。



② 地産地消*による農畜産物の消費拡大

(ア) 6次産業化の推進

地元農畜産物を使った商品開発・販売の支援をします。

町の特産品や郷土料理など、「食」に関連する産業の振興を図ります。

(イ) 学校給食への地元農畜産物の活用促進

学校給食等における地元農畜産物の利用を継続的に実施します。食への関心と感謝の気持ちを持つこと、食材を通して農業やそれらの生産に携わる人たちの取り組みを学びます。

(ウ) 野木町産農畜産物のPR活動の推進

量販店や小売店における地元農畜産物販売コーナーの設置拡大や、農畜産物直売所、生産組織の支援に力を注ぎ、野木町産農畜産物の消費拡大を図ります。

*地産地消

「地場生産ー地場消費」を略した言葉で、地域で生産されたものを地域で消費すること。食料に対する安全志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組み。

5. 食の安全・安心の理解と推進、環境との調和

安全・安心な野木町農畜産物の生産・消費者の意識向上、環境にやさしい農業の推進を図ります。

【施策の展開】

①安全な農畜産物の生産

農薬の適正使用や衛生管理などの食品安全に関する取り組み GAP*1やトレーサビリティシステム*2の導入を推進し、安全・安心な農畜産物の提供を支援します。

*1GAP（農業生産工程管理）

農作業ごとに安全な農畜産物を生産するための管理のポイントを整理したもの。

例：的確な安全管理、適正な栽培管理、農作業方法の見直し等

*2トレーサビリティシステム

「足跡を追う（トレース）」と「できること（アビリティ）」を合わせた言葉で、農畜産物の流通から生産現場まで遡りその履歴を見ることのできるシステム。

②食品の安全性に関する情報の提供

食品の安全性について、正しい知識の普及啓発を進め、消費者の意識向上を図ります。また、農畜産物のモニタリング検査の実施により、食の安全の確保と安全性の周知に努めます。

③環境にやさしい農業の推進

化学肥料・農薬の使用等による環境負荷を軽減する環境保全型農業の取り組みを推進します。また、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動への取り組みを進め、エコファーマー*の育成を促進します。

*エコファーマー

農業生産を安定させながら化学農薬や化学肥料の使用量を減らし、環境と調和した生産に取り組む農業者。

6. 保育所（園）・幼稚園・学校での食育の推進

保育所（園）、幼稚園、学校などの保育・教育の場で、計画的な「食育」を推進します。

【施策の展開】

①保育所（園）、幼稚園における食育の推進

（ア）食育指導体制の充実

子どもたちに「食べる力、生きる力」が培われるよう、保育計画に連動した食育計画を作成し、関係職員の連携のもと組織的な取り組みができるよう推進します。

（イ）食に関する体験活動の充実

子どもが楽しみながら食に興味を持てるよう園庭などでの野菜栽培や調理活動などの体験の機会を拡大します。

(ウ) 保護者、地域への情報提供

子どもの基本的な生活習慣形成のため、献立表や食育だよりを通じて情報提供を行い、朝食摂取や早寝早起きなど生活リズムを向上させるよう取り組みます。



② 小・中学校における食育の推進

(ア) 食に関する指導体制の整備と充実

子どもが食について総合的かつ計画的に学ぶことができるよう、学校教育活動全体を通じた食に関する指導の年間計画を作成し、関係教職員が連携・協力しながら、組織的な取り組みを推進します。

栄養教諭が中心となり、児童生徒の健康の保持増進のため、健全な食生活を実践できるよう集団指導を進めていきます。また、食に関する健康課題を有する児童生徒に対して、養護教諭と連携し、個別の事情に応じた対応、相談指導を充実します。(例：肥満児童生徒の栄養指導、スポーツ栄養指導、アレルギー面談)

(イ) 学校給食の充実

学校給食は、食育の「生きた教材」として活用しています。郷土食（しもつかれ）や伝統的な食文化を継承した献立の充実を図るとともに、安全・安心な学校給食の提供を行います。また、子どもの健康状態や発育・発達状態を考慮した食事内容への配慮や食物アレルギーへの対応を推進します。

(ウ) 学校給食における地産地消の推進

食料の生産・流通・消費に対する子どもの関心と理解を深め、郷土愛を育むために、生産団体等との連携体制を整え、学校給食における地場産物の日常的な活用を促進します。(例：毎月18日はのぎ地産地消の日、ひまわり油を給食へ提供)

(エ) 家庭・地域への情報発信

「食育だより」等を通じて、規則正しい食生活の大切さ、朝食の重要性などについて情報発信するなど、保護者を中心として家庭・地域における食育を支援します。

(才) 農業体験活動の促進

学校農園等を活用した農業体験を推進します。(例：育てた野菜を給食へ使用、野菜の販売)

(力) 調理体験の充実

児童生徒に調理実習を通し、食事を作る楽しさや食品を選択する力、食べ物に感謝する気持ちを育てます。



7. 食育推進運動の展開

「地産地消」、「食育」の活動が町全体で盛り上がるよう支援します。

【施策の展開】

① 食育推進体制の整備

地産地消・食育推進計画をもとに、町をはじめ、農業、教育、消費者、食品流通、健康づくり等の関係団体やボランティアなどが連携を図りながら、地域の特色を活かした一体的な食育推進運動を展開するための体制を整備します。

② 食育月間等の普及

6月の「食育月間」、毎月19日の「食育の日」、10月の「とちぎ食育推進月間」などの機会を促えて、地産地消・食育に関する取り組みを行い、効果的に食育推進運動を展開します。

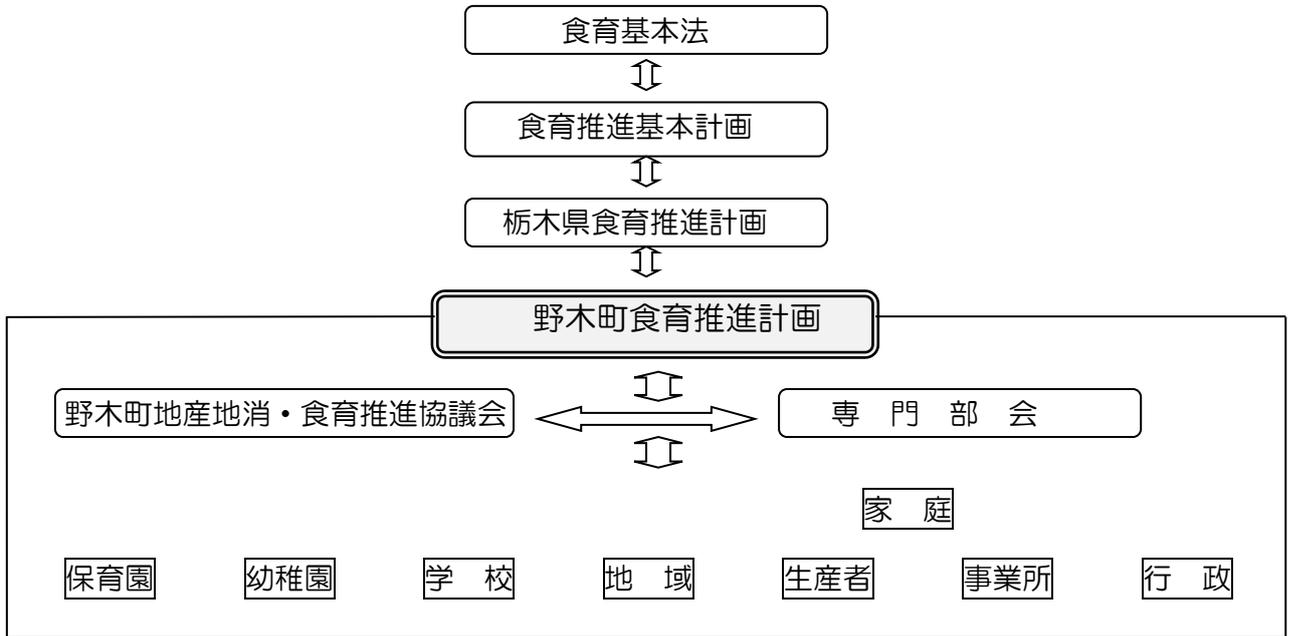
③ 「食事バランスガイド」の普及・啓発

町や食生活改善推進員などを通じて、食事バランスガイドの普及啓発を行い、町民が食生活に活用できるよう支援します。

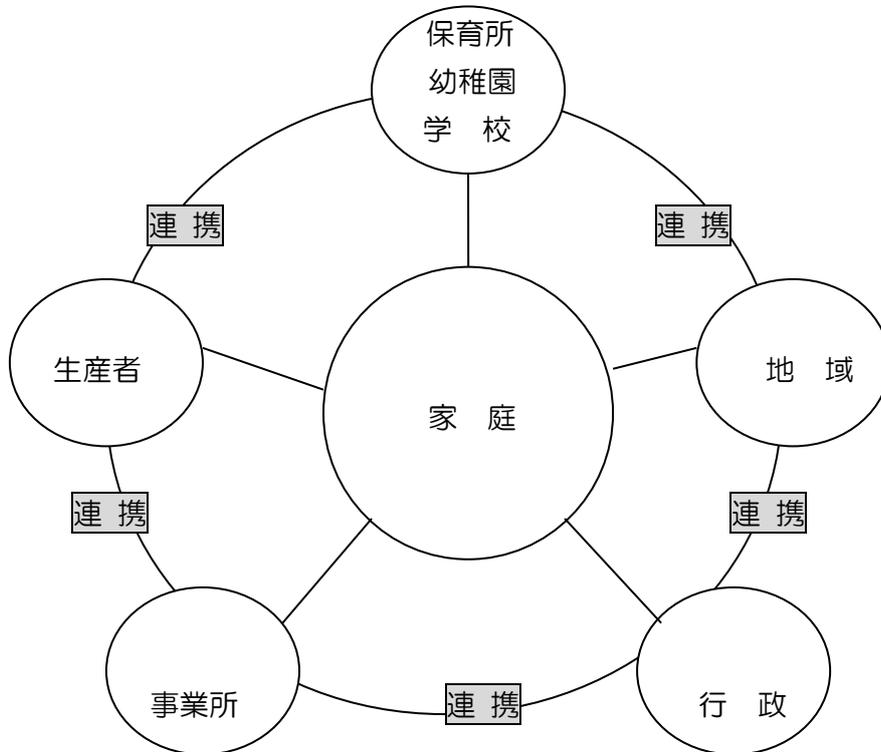
④ 「のぎ地産地消の日」の普及

町では毎月18日を「のぎ地産地消の日」と定め、普及啓発を行います。18日にのぼり旗が掲げられている町内のお店では野木町産農畜産物の販売や、野木町産農畜産物を使用した料理を提供します。

第3節 食育の推進体制



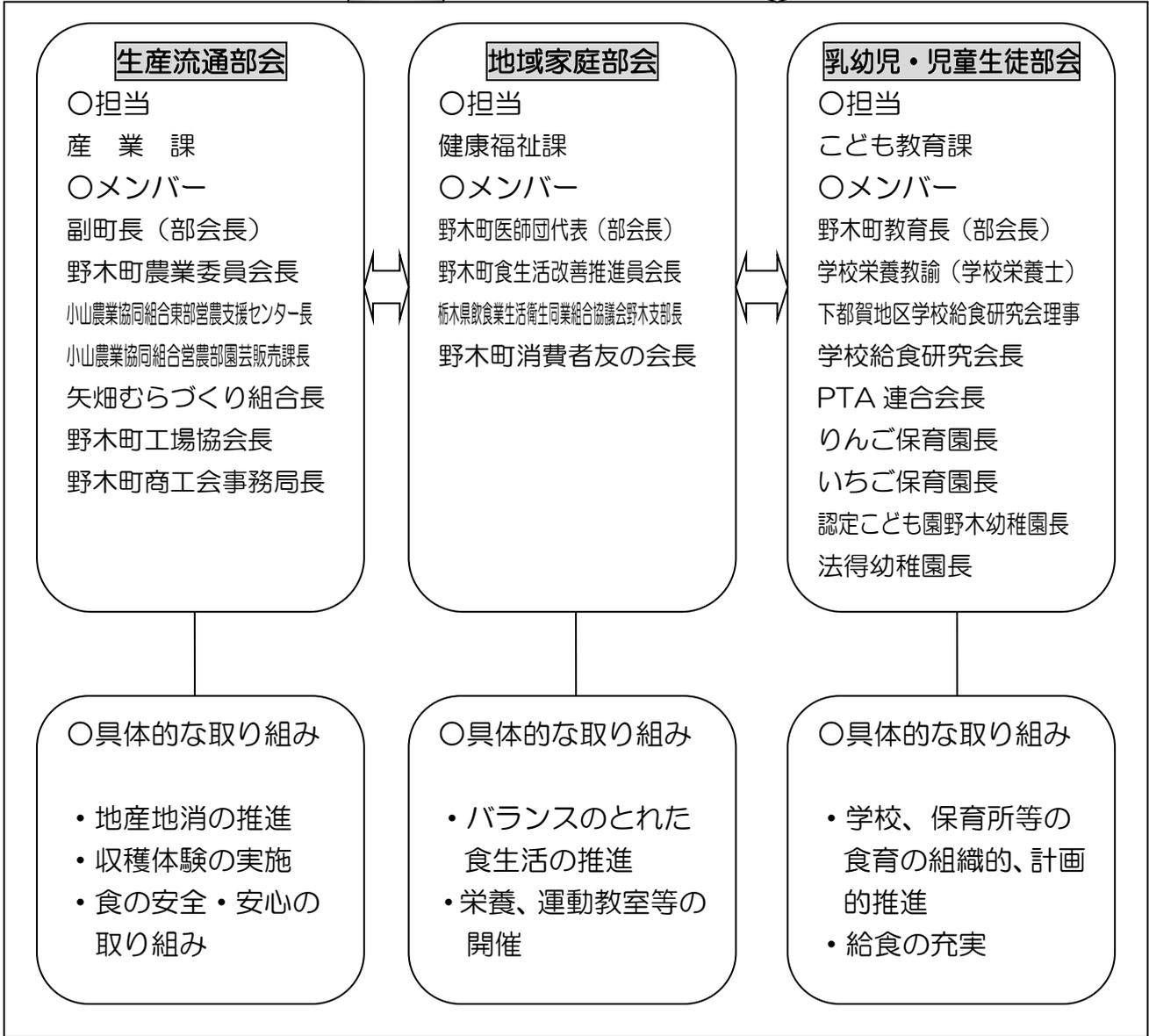
【食育推進の連携】



食育の推進にあたっては、家庭を中心として、あらゆる関係団体の連携が必要となってきます。それぞれが行っている食育への取り組みを、点から線へ、線から面へとつなげていくことが大切です。

◆◆◆◆◆野木町地産地消・食育推進体制◆◆◆◆◆

野木町地産地消・食育推進協議会



関係機関との連携・協力

効率的で実効性のある取り組みの展開を図るため、町民・地域・関係団体・行政等が連携・協力し、協働で進めていく体制を確立します。

野木町地産地消・食育推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 食品の偽装表示問題や輸入農産物の残留農薬等、食の安全性に対する消費者の関心が高まっていることから、安全で安心かつ新鮮な農産物を確保するため、生産者と消費者の交流を図り、地元で生産されたものを地元で消費する地産地消及び子供たちが地域の良さを再認識し、食事の大切さを理解し、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけ、健全な食生活を実践することができる人間を育てるための食育を推進し、もって町民の健康な食生活の向上を図るため、野木町地産地消・食育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地産地消及び食育の推進に必要な調査研究に関すること。
- (2) 地産地消及び食育の推進方針及び計画等の策定に関すること。
- (3) 地産地消及び食育の推進に係る啓発活動、情報交換等に関すること。
- (4) その他地産地消及び食育の推進に必要なこと。

(組織等)

第3条 協議会の委員は、町長及び次に掲げる者の中から、町長が委嘱する。

- (1) 生産者団体等の代表者
- (2) 流通商工団体等の代表者
- (3) 消費者団体等の代表者
- (4) 食育に関する団体等の代表者
- (5) 保育所、学校、PTA等の教育関係者
- (6) 学識経験者
- (7) その他町長が必要と認める者

2 協議会に会長及び副会長を置く。

3 会長は、町長をもって充て、副会長は、会長が委員の中から指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会長は、特に必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 協議会の所掌事務を補佐するため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会について必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、産業課、健康福祉課及びこども教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

野木町地産地消・食育推進協議会専門部会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、野木町地産地消・食育推進協議会設置要綱（平成20年野木町告示第176号）第6条の規定により設置する専門部会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 野木町地産地消・食育推進協議会（以下「協議会」という。）に次に掲げる専門部会を置く。

- (1) 生産流通部会
- (2) 地域家庭部会
- (3) 乳幼児・児童生徒部会

2 部会は、地産地消及び食育に関するそれぞれの施策の実施を推進するとともに、部会相互の情報交換及び連絡調整を図りながら、お互いに協力及び連携し、総括的な地産地消及び食育の推進に努める。

(所掌事務)

第3条 専門部会（以下「部会」という。）の所掌事務は次に掲げる事項とする。

- (1) 地産地消及び食育の推進方針、計画等の原案の作成に関すること。
- (2) 地産地消及び食育計画の実施を推進すること。
- (3) その他地産地消及び食育の推進に関すること。

(組織等)

第4条 部会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は協議会会長の推薦によりこれを定め、副部会長は部員の互選によりこれを定める。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 部員の任期は、3年とする。ただし、前任者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、生産流通部会は産業課、地域家庭部会は健康福祉課、乳幼児・児童生徒部会はこども教育課において処理する。

(任期)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成21年8月17日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年2月2日から適用する。

別表（第4条関係）

区分	団体名称等	
生産流通部会	野木町副町長 野木町農業委員会長 小山農業協同組合東部営農支援センター長 小山農業協同組合営農部園芸販売課長 矢畑むらづくり組合長 野木町工場協会長 野木町商工会事務局長 その他部会長が適当と認める者	
地域家庭部会	野木町医師団代表 野木町食生活改善推進員会長 栃木県飲食業生活衛生同業組合協議会野木支部長 野木町消費者友の会長 その他部会長が適当と認める者	
乳幼児・児童生徒部会	野木町教育長 学校栄養教諭（学校栄養士） 下都賀地区学校給食研究会理事 学校給食研究会長 P T A連合会長 りんご保育園長 いちご保育園長 認定こども園 野木幼稚園長 法得幼稚園長 その他部会長が適当と認める者	

みんなで食育



食育についての問い合わせ先

野木町産業課 農業振興係 TEL 0280-57-4151	野木町健康福祉課 健康増進係 TEL0280-57-4171	野木町こども教育課 学校教育係 TEL0280-57-4182
-------------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------------